

令和5年6月定例会

防災減災・県土強靱化対策特別委員会会議録

令和5年6月26日

場 所 第3委員会室



令和5年6月26日（月曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

県土整備部

1. 災害に対して脆弱な県土
2. 国土強靱化について
3. 県土整備部における国土強靱化の取組について
4. 国土強靱化を推進するために

○協議事項

1. 県内調査について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員（12人）

委員 長	坂本 康郎
副委員 長	荒神 稔
委員	山下 博三
委員	後藤 哲朗
委員	武田 浩一
委員	佐藤 雅洋
委員	安田 厚生
委員	山口 俊樹
委員	工藤 隆久
委員	松本 哲也
委員	囷師 博規
委員	内田 理佐

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	原口 耕治
県土整備部次長 （総括）	串間 俊也
県土整備部次長 （道路・河川・港湾担当）	桑畑 正仁
県土整備部次長 （都市計画・建築担当）	金子 倫和
高速道対策局長	栗山 健作
部参事兼管理課長	市成 典文
技術企画課長	迫 節夫
道路建設課長	山浦 弘志
道路保全課長	山下 明男
河川課長	松山 英雄
ダム対策監	山田 清朗
砂防課長	戸田 正人
港湾課長	明比 健一郎
空港・ポート セールス対策監	小川 美智夫
都市計画課長	黒木 正行
美しい宮崎づくり 推進室長	松田 豪紀
建築住宅課長	松田 真二
高速道対策局次長	岩切 道雄

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	唐崎 吉彦
政策調査課主査	吉浦 亜希子

○坂本委員長 ただいまから、防災減災・県土強靱化対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります、お手元に配付の日程（案）を御覧ください。

本日は、県土整備部から「県土整備部における防災減災・県土強靱化対策の取組」について概要説明を受けた後、質疑を行いたいと思いません。

その後、県内調査等につきまして御協議いただきたいと思いますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時3分再開

○坂本委員長 それでは、委員会を再開いたします。

今日は、県土整備部に出席をいただきました。

執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の配席表に代えさせていただきます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○原口県土整備部長 県土整備部長の原口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

国土強靱化は、大規模自然災害が発生した際の人命の保護や被害の最小化などを基本目標として、安全・安心な国土の構築に向けた地域の強靱化を推進するものであります。

これまでも、台風・地震・火山の噴火など、様々な自然災害に見舞われてきた本県にとっては、県土の強靱化が極めて重要であります。

県土整備部では、防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策及び5か年加速化対策により、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等から人命・財産の被害を最小化するため、公共土木施設等の強靱化対策に取り組んでおります。

今日は、県土整備部における国土強靱化対策の取組などについて担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○迫技術企画課長 県土整備部における防災・減災、県土強靱化対策について御説明をいたします。

2ページを御覧ください。

まず、1、「災害に対して脆弱な県土」では、昨年9月の台風14号の状況など、次に、2、「国土強靱化について」では、国と県の計画や予算など、そして、3、「県土整備部における国土強靱化に関する取組について」では、具体的な事業の取組と効果、最後に、4、「国土強靱化を推進するために」では、1から3の内容を踏まえた課題について御説明をしております。

それでは、4ページを御覧ください。

本県では、これまでも下の写真にありましており、地震や台風などの風水害のほか、火山の噴火などあらゆる災害に見舞われてまいりました。

昨年の台風第14号でも、道路の崩壊や浸水被害など多大な被害が発生をしております。

また、今後、南海トラフ地震の発生などが懸念をされているところでございます。

次に、5ページを御覧ください。

昨年9月の台風14号の被災状況になります。

中央の図のとおり、県北地域に雨が集中をし、左上の写真にありまして国道327号の道路崩壊のほか、広範囲にわたる家屋や耕作地などの浸水や崖崩れなど多大な被害が発生をしております。

この結果、家屋の被害数は約2,000棟で、これは、平成17年の台風14号と比べると約2割程度になっておりますけれども、公共土木施設の被害は約1,400件、被害額は約347億円となっております。これまでの取組により一定の効果は発揮をしているものの、災害リスクの高い本県では、まだまださらなる強靱化が必要な状況となっております。

次に、6ページを御覧ください。

昨年の台風第14号による道路の規制状況になります。

台風の直後には、83路線122の区間で通行止めが発生をしておりましたけれども、6月現在では、左の図にありますとおり11路線12の区間となっております。

また、写真上の段にあります国道327号松の平地区については、大規模な崩壊があり道路が寸断されておりましたが、国の権限代行事業により、4月28日に通行解放がされております。

また、写真左下にあります国道265号大藪地区につきましても、6月16日に通行解放がされております。

引き続き、道路をはじめとする公共施設の復旧に取り組んでまいります。

次に、8ページを御覧ください。

国土強靱化基本計画の概念図になります。

現在、国で進められている強靱化の取組の基となるこの計画は、おおむね5年ごとに見直しをされることとなっております。今年の夏頃には改定予定となっております。

また、この国の基本計画を基に、本県においても地域計画を策定しております。

計画の推進に当たりましては、資料の中ほどにあります平成30年度から令和2年度の3か年緊急対策、そして、令和3年度から令和7年度の5か年加速化対策の予算を活用しながら、県土の強靱化を推進をしているところでございます。

次に、9ページを御覧ください。

5か年加速化対策の概要についてです。

ここでは、中ほどにあります赤枠のとおり、重点的に取り組む対策として123の対策が上げられ、事業規模はおおむね15兆円程度をめどとし

て、令和3年度からの5年間で集中的に実施をすることとされております。

主な対策としましては、流域治水対策、高規格道路のミッシングリンクの解消及び4車線化、道路・河川・ダムなどの老朽化対策が挙げられ、本県においてもこの予算を活用しているところでございます。

次に、10ページを御覧ください。

5か年加速化対策は昨年で3年目が経過をし、下の表にありますとおり、全体事業費おおむね15兆円程度のうち、既に約9.6兆円が事業化をされ、予定よりも少し早いペースで事業が行われておりまして、今後の予算確保が課題となっております。

次に、11ページを御覧ください。

県土整備部における国土強靱化関連の予算につきましても、下のグラフにあります赤、緑、オレンジの部分になりますが、まず、グラフの赤色の部分の3か年緊急対策では約387億円、そして、その右の緑の部分の5か年加速化対策では約508億円、合計で約895億円を確保したところでございます。

また、グラフの一番上のオレンジの部分になります県単独事業については、国の強靱化予算との一体的な整備を図ることにより効果を発現するための県単独公共事業で、国土強靱化特別枠として、令和元年度より予算化をし、取り組んでいるところでございます。

次に、13ページを御覧ください。

ここからは、国土強靱化に関する具体的な取組について御説明をいたします。

まずは、高速道路についてです。

5か年加速化対策から、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化が対策として追加をされておりますが、令和

5年3月には、東九州自動車道「清武南一日南北郷」間が開通をしたことから、広域的な道路ネットワークの充実が図られ、南海トラフ巨大地震などの災害時における人命救助や援助物資の輸送などに大いに寄与するものと期待をしております。

次に、14ページを御覧ください。

道路整備についてです。

下の写真は国道219号の事例になります。

緊急輸送道路及び重要物流道路の代替・補完路であります国道219号で改築事業を推進をしております。

災害履歴のある箇所を回避することで、災害等による集落の孤立化の解消や救急医療施設への搬送ルートの確保に寄与しております。

今後とも、地域間を結ぶ国道219号や327号などの道路整備に取り組んでまいります。

次に、15ページを御覧ください。

道路施設の老朽化対策についてです。

これまで交付金事業により取り組んでまいりました道路施設の老朽化対策につきましては、右上にありますグラフのとおり、当初の黒線の予定であったところが赤線のとおりとなっております、大幅に進捗をしております。

この老朽化対策につきましては、平成22年度の調査で早期に対応が必要な「健全度Ⅲ」と診断をされた橋梁の老朽化対策が令和7年度には完了し、予防保全型の管理へ移行できる見込みとなっております。

これにより、橋梁の長寿命化が図られ、維持管理費用の縮減につながるものと考えております。

次に、16ページを御覧ください。

河川の流域治水対策についてです。

流域治水対策は、河川管理者や流域に関わる

あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策でございます。

県では、流域の治水対策の全体像である流域治水プロジェクトを、令和5年2月に県内の一級河川、二級河川の全てで策定を完了し、ハード・ソフト一体となった水災害の対策を推進をしております。

また、右上の写真のとおり、県内の河川で樹木伐採や河道掘削などのハード対策を実施をするほか、右下の図面にありますとおり、河川の浸水想定図の作成などソフト対策を実施し、市町村が作成する洪水ハザードマップの策定等の支援を行っております。

引き続き、流域一帯となった治水対策に取り組んでまいります。

次に、17ページを御覧ください。

河川整備についてです。

河川の河道掘削につきましては、資料右下にありますとおり、3か年緊急対策で158の河川で掘削を実施し、5か年加速化対策では52の河川で掘削を計画し、事業を進めているところでございます。

また、昨年の台風14号の際には、左の写真にあります西都市の三財川では、その右に効果を上げておりますとおり、河川水位の低下と家屋の浸水被害の低減の効果が発現をしております。

引き続き、5か年加速化対策を活用した河道掘削を推進してまいります。

次に、18ページを御覧ください。

砂防整備についてです。

砂防関係では、砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策施設のハード整備により、土砂災害から人家や要配慮者利用施設などを保全するとともに、ハード事業のみでなく、土砂災害防止教室や講座等のソフト対策も実施をすることで、地域の防

災力の向上を図っているところでございます。

また、昨年台風14号では、右の写真のとおり、砂防堰堤で土砂や流木が捕捉をされ、下流への被害を防止することができました。

引き続き、地域防災力向上のため、砂防関係施設の整備に取り組んでまいります。

次に、19ページを御覧ください。

港湾整備についてです。

港湾では下の図にありますとおり、耐震強化岸壁や津波でも倒壊しにくい粘り強い構造の防波堤を整備しております。

地震や津波による港湾施設への災害を軽減することで、南海トラフ巨大地震発生後の緊急物資輸送船の着岸が可能となり、物流機能の維持が可能となります。

県内の重要港湾3港に耐震強化岸壁を確保し、津波に対応した防波堤を整備中でございます。

次に、20ページを御覧ください。

都市防災・都市公園の整備についてです。

左側の写真にありますとおり、南海トラフ地震に備えて計画をされました、県内26か所の避難施設が昨年3月までに全て完成をしております。

これによりまして、1万8,000人の収容が可能となり、特定避難困難地域の解消が図られたところでございます。

また、右側の写真にありますスポーツランドみやざきの中核施設であります、ひなた宮崎県総合運動公園の避難高台や避難デッキについても、昨年3月までに完成をしております、収容可能人数が6万1,000人に増加をしたところでございます。

次に、21ページを御覧ください。

建築物の耐震化促進に向けた取組でございます。

令和4年5月に改定をしております宮崎県建築物耐震改修促進計画において、右下の図にありますとおり、住宅の耐震化率を令和7年度末に90%にすることを目標としており、左下の赤書きのとおり、令和3年度より耐震診断の補助限度額の引上げを行うなど、加速化支援事業の取組を拡充し、耐震化を促進しているところでございます。

次に、23ページを御覧ください。

これまで説明してまいりましたように、本県における強靱化対策は3か年緊急対策や5か年加速化対策で着実に推進をしております。

そして、それらの整備効果として浸水戸数の減少など防災・減災の成果も確実に発揮をしているところでございます。

しかしながら、昨年の台風被害は甚大であったことや、本県の高速度道路や国県道などのインフラ整備は他県と比べて遅れていること、また、老朽化したインフラ施設の対応がまだまだ残っていることなどから、本県の強靱化はいまだ道半ばであり、継続的・安定的な予算の確保が大変重要でございます。

次に、24ページを御覧ください。

最後に、法改正の状況についてです。

令和5年6月14日に国土強靱化基本法が改正され、国土強靱化を計画的かつ着実に推進するための国土強靱化実施中期計画が新たに位置づけをされたところでございます。

今回の法改正により、国土強靱化実施中期計画の下で国土強靱化に関する施策が計画的に実施されるものと考えておりまして、引き続き、県土の強靱化を進めてまいります。

技術企画課からの説明は以上でございます。

○坂本委員長 執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑がございましたら、御発言をお

願いたします。

○佐藤委員 いわゆる国土強靱化を推進する上で道路は大事なのですが、道路の水の被害とかを考える中で、延岡の中央道路、南道路等を走っていると、どうしても段差のある道路になっています。

というのは、下に構造物がある、カルバート、トンネル、下水とかあるのだらうと思いますが、そういうところを横断する部分と普通の下が土の部分とではかなり凹凸がありますよね。

皆さん方も西臼杵のほうへ来られるときは中央道を通られると思うのですが、ほかの道路に比べて非常に凹凸のある道路となっています。こういうところもしっかり対策を取っていかないと道路がどんどん傷んでいく——もう同じところをいつも舗装しているなどと思っています。

そういうことに対してはどのように考えておられるか。

○山浦道路建設課長 新設する場合のことに触れさせていただきたいと思っているのですが、大体構造物、特に橋梁の前後というのは、踏みかけ板といいまして、ちょっと硬いコンクリートを張って沈下しないよう、基本的にあまり段差が生じないような対策を施しているところでございます。

○山下道路保全課長 道路保全課でございます。

舗装の段差について、県が管理いたします道路につきましては、損傷度の度合いを調査いたしまして、損傷度の激しいものにつきましては、舗装補修をやっていくという形を取らせていただいているところでございます。年間当たり大体25億円程度の補修費を投じて舗装補修を行っているところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員 補修というよりも、新設のときか

らもう下がっていますよ。

道路保全課長が言われたように表面が傷んでいるとかではないですよ。道全体が下がっていると、凸凹していると。

今タイヤを浮かして抵抗を少なくして走るトラックがあります。3軸であるなら1軸にして走ると、ほかの2軸は浮いているわけですが、その段差では下に付きますよね。

見てもらうと分かるけれど、黒いタイヤの跡がついているのはバウンドして浮いているはずのタイヤが下についているからです。そのときに黒い跡がつく。そういうのが中央道にはたくさんあります。

お金をかけて造った割には、最初にしっかり下を造っていないから舗装道が下がっていると。表面は傷んでいないですよ。凸凹しているのです。

設計の段階というか、強度をどう見られているのか分かりませんが、せつかくのお金を無駄に使っているということになりませんか。特に中央道でそれが見受けられますので、その辺をもう一度確認をしていただいて。国土強靱化の一番大事な道路でありますので、よろしく願いをいたします。子供なんかバウンドで舌をかみますよ。

○原口県土整備部長 委員のおっしゃるとおり、そういうところも見られますので、管理者である国土交通省に対して、我々のほうもそういった御意見をしっかり伝えていきたいと思えます。

私たちが管理している道路でも、先ほど道路保全課長が説明しましたように、表面をやればよいものと抜本的にやらないといけないもの、そこ辺をしっかりと見極めて、対策が必要なものはお金を投じてしっかり対応したいと思っています。



先ほどの中央道については、私たちも感じておりますので、国のほうにしっかりそういった御意見を伝えていきたいと思えます。

○佐藤委員 国であろうと県であろうと、やはり同じ道路でありますので、それを造っていく上でしっかりと——極端に言えば下に骨材ではなくコンクリートを入れるとか。長い目で見ればお金はかかるけれども、維持費は安く済むというようなこともしっかり検討されてやっていただくといいのかなと思えます。

○工藤委員 16ページのダムの件でお伺いします。美郷町は平成17年のときも浸水しましたし、今年の台風14号のときも浸水被害が多かったと思うのですが、地域の方が、急にダムの放流が始まったと言われるときがあります。ダムの放流については、九州電力とどのように計画をされているのかをお伺いしたいところでございます。

○山田ダム対策監 治水ダムの放流につきましては、令和2年度からの事前放流というのに取り組んでおりまして、大雨が予想される場合に、事前に降る雨を考慮しまして、洪水が来る前にちょっと放流をするというのをやってございます。

ただ、その放流をする際には市町村にも連絡いたしますし、周辺の地域の方にもサイレンを鳴らしたりとかして知らせるようにしております。

今の治水ダムにつきましては、事前放流をやって、その後、来た水、流入量イコール放流量で流していくというような洪水調節をやってございます。

以上でございます。

○工藤委員 今年の台風14号もやはり急な予想外の雨量で、なかなか放流では追いつかなかっ

たということが浸水の原因でよろしいでしょうか。

○山田ダム対策監 今年の台風14号の治水ダムですけれども、基本的には流入イコール放流をしております。治水ダムにつきましては、治水ダムではございませんので洪水調節はしません。上流から来た水を下流に流すという操作をしております。

○工藤委員 ありがとうございます。

次に、17ページについてお伺いします。国土強靱化で川の底を掘ることをやっていたかと思っておりますが、今回の台風14号でまた同じように積もってきたところはさらに再掘はしていただけるのかなと。また元に戻ったような感じがありまして、1回掘削したところですけど、さらにまた掘削していただけるのかをお伺いしたい。

○松山河川課長 台風14号以降にも土砂が堆積されたところを確認しておりまして、これについては、昨年度の11月の補正予算で、新たに県単事業20億円追加して浚渫事業をすることにしております。また今年度の当初予算でも、さらに、今年度の6月議会でも12億円をお願いしたのですが、そういう土砂浚渫の予算を計上しておりますので、そういうところについても、地元の声聞きながら掘削の対応をしていきたいと考えております。

○山下委員 本県の特徴として、県土の70%以上を山林が占めていること。最近では1時間当たりの雨量が50mm、60mmはもう平気で降るような大災害が発生する状況も頻繁にあるということ。400kmに及ぶ海岸線があるということ。その中で皆さん方が今日まで様々な防災・減災対策をしていただけてきているのですが、これはもう限りなく課題であります。

皆さん方、国土強靱化予算もかなり使っていただいて安全対策を講じておられると思うのですが、総体的にどれぐらい行き着いているのかなということをお聞かせいただくとありがたいと思います。

**○松山河川課長** 河川についてですけれども、宮崎は確かに台風や豪雨が多いということで、かねてから河川整備をしております。河川について言えば、県が管理している延長が2,650kmございます。

この中で、過去の洪水による被害状況とか費用対効果を考えまして、一定計画で河川を整備する必要がある区間として、2,650kmのうち約1,000kmを今計画しております。現在までに一定の整備水準を満たしている整備率としましては50.2%ということで、おおむね半分程度となっております。

**○山浦道路建設課長** 道路で申し上げますと、国道道の改良率というのは約70%ということで、これは九州で最下位というような状況もございます。本県における、そういった道路ネットワークというのがまだ未整備ということで、今後まだまだ進めていかないといけないという状況にあると考えております。

**○明比港湾課長** 港湾の国土強靱化としては、19ページで御説明したとおり、防波堤の粘り強い構造化、防波堤の延伸等を行っております。また、耐震強化岸壁等の整備をこれまで行ってきたところでございます。

さらに、このような耐震岸壁につきましては、細島港等でもまだ未整備のところがございます。さらに防波堤の粘り強い構造化についても、まだ宮崎港の主防波堤であります南防波堤などが残っているところでございます。

5月に着工した細島港の19号岸壁につきます

ても、耐震強化岸壁としての位置づけがございまして、こちらのほうの整備も、今後、鋭意進めていきたいというところがございます。まだまだ港湾として必要な整備があるというところがございます。

そのほかに海岸につきましては、委員からの御指摘にありましたように、県内400kmの海岸の延長がございます。宮崎県の海岸の防災対策としましては、平成27年に制定された宮崎県の海岸保全計画に基づきまして整備を行っているところでございます。

この中で、L1津波に対して現在整備を進めているところで、このL1津波の要対策箇所が県全体で32海岸ございまして、延長が56キロに及んでおります。

港湾としましては、県の海岸を所管する課は県土整備部の港湾課、また河川課、そのほかに農政水産部の所管する漁港の海岸、また農地海岸がありまして、港湾課が所管するのは16港のうち19海岸ございまして、この中でL1対策の必要箇所は11海岸に及んでおります。

この中で、古江港の古江地区、延岡新港の海岸、また細島港の海岸、油津港の海岸、外浦港の海岸、福島港の6海岸を優先度の高いところと考えておりまして、この中で現在古江港の古江地区、それと外浦港の海岸の2地区を津波対策として取り組んでいるところでございます。

そのほかのところにつきましても、今後、予算の面を見ながら、また地元の同意を取られたところから着手していきたいと考えております。

以上でございます。

**○戸田砂防課長** 砂防課のほうが行っておりますハード整備につきましては、土石流の対策、急傾斜地崩壊箇所の対策、あと地滑りの対策というのがあります。そちらのほうの対策を必要

としている箇所に対しまして、今整備率は30.7%という状況になっております。

○山下委員 港湾課のほうで課題等もいろいろ出していただいたのですが、全体的に見た整備率というのはどれぐらいですか。率が出ていなかったものだから。

○明比港湾課長 整備率としては出しておりませんが、現在、港湾課で着手しているのは、必要箇所の11海岸のうち、2つの海岸について事業を行っているという状況でございます。

○山下委員 分かりました。河川課のほうから出していただきましたけれども、河川が2,650kmのうち、1,000kmの計画を進めていて、整備率50.2%と言われましたよね。

我々が地域に住んでいて、降水量も違うのでしようけれど、浚渫の度合いというのが、頻繁にやらないといけないのは、すぐ埋まってしまうからのような気がしています。

河川の浚渫の仕方がどういう手法なのか分かりませんが、1つは、山の伐採がここ10年ぐらいいかかなりの勢いで進んできているでしょう。土砂崩壊も頻繁に起きているし、激甚災害にならないような山の崩壊というのも至るところで起きています。地滑り等がですね。

その状況は、ここ10年ぐらいい皆さん方がずっと見られて、線状降水帯とか、我々が聞いたこともなかったようなそういう言葉もどんどん出てきましたし、温暖化というのも確実に進んでいる。その状況下の中で、本県として河川の状況、以前とはこう違うと、皆さん方が言える部分があったら教えてください。

○松山河川課長 今委員がおっしゃられたように、最近温暖化の影響もあって、ここ30年の間で、時間50mm以上の雨の割合が1.3倍になってきております。

確実に豪雨も多くなる中で、資料の16ページにもあるのですが、河川管理者による河川の掘削や堤防の整備だけではなかなか防ぎ切れないというような中で、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水という考えの下に——例えば山地崩壊、砂防であれば砂防ダムや治山ダムによって土砂の流出を防いだり、流木の流出を防いだり、あと森林部署のほうにも、山の水の涵養というか、土砂流出防止ということで植林のお願いなどもこの流域治水の取組の中で行っております。

河川掘削もやりながら、加えて、例えば町なかの雨水貯留とかいうような考えもありますので、あらゆる手段を取って、現在、対策を進めている状況でございます。

○山下委員 都城に大淀川が通っていますよね。去年も台風14号で浸水被害がありました。どんどん河川の土が埋まったところを取り除きながら改修されているのですが、堤防の本体を守るために、掘削した砂、浚渫した砂を、また堤防の脇にずっと積んでいますよね。

あれはもう1回大雨が降ると、全部下流に流れて行くと思います。ああいう工法は、もうちょっと川を広くして、安全策をしっかりとやっていけばいいのだけれど、ただ土を掘ったのを堤防の脇に積んでいくのでは、ちょっと雨が降ったらもう下からどんどん流れていきますよね。

ああいう工法をしないといけない状況というのを教えてください。それは安全なのかどうか。

○松山河川課長 河川の状況によっていろいろ違うところがございます。

例えば、河川の堆積傾向のところもあれば、逆に河床低下しているところもございます。河床低下により、堤防なり護岸の安全性が損なわれるところについては、そういう土を置いたり、

根固めの石を置いたりするところもございます。

基本的には、河川の断面が足りないところは掘って持ち出すのですが、例えば今、多自然川づくりというのもございまして、単に掘るだけではなくて、魚類とかの生息環境にも配慮しながらも掘るというのもございます。そういうふうに土を寄せて魚の生息環境をよくするとか、いろんな取組をやっている中で、河川によっていろいろな状況は違って来るかと思えますけれど、基本的には断面が足りないところは掘削して持ち出すというようなことをやっております。

**○山下委員** 都城は大淀川上流域になりますが、せっかく除去した土をまた脇のほうに積むのでは、1回雨が降ったら、また必ず下流に流れるわけですから、下流域でまた同じような状況が出ると思っています。その辺が本当に二度手間の工事をしているようだなと。

例えば、流れないようなテトラ化——何か大きいコンクリート構造物でも堤防を守るためにやるのだったら、そういう工法でなければならぬのに、ただ掘り上げた土をまた同じように脇にやっていくというのは、どうも無駄なような気がしてならないものですから。ちょっと専門的に分からないのですが、そういうのを今やっているのですか。

**○松山河川課長** 大淀川の本川の上流のほうでしょうか。

**○山下委員** 上流ではなくて、志和池と都城市の国道221号の渡るところ辺です。

**○松山河川課長** 大淀川本川に至る河川においては、国の直轄機関による管理のほうが多く、上流のほうとかは県管理になってくるのですが、その場所はちょっと具体的にどういう場所か分からないのですが……。やはり河川の断面が足りないところについては、基本的に土砂は外

に搬出するようにしてございまして、断面の余裕があるところについては、先ほど申しましたような多自然とか、深掘りしているところに埋めるといったところも場所によってはあると思います。個別の箇所についてはそれぞれで検討する必要があると考えております。

**○山下委員** よろしく願いしておきたいと思います。やはり大淀川も総延長が104kmぐらいあるのかな。

以前も、平成17年でしたか、宮崎市内が大浸水しましたよね。やっぱりそのことも考えると、土の掘削の仕方を知恵を出していかないといけないのかなと。これがもう安全・安心の一丁目一番地かなと思っているものですから、またいろいろと対策を講じてください。

**○佐藤委員** その掘削、浚渫に関連してですが、私はさきの一般質問で、河川の掘削土砂の有効利用、砂利採取業者等に掘削をさせたらどうかというような考えで質問をさせていただきました。

その中での答えに、そういう業者もおりますよということでしたが、私たちが昔よく見ていた五ヶ瀬川にはそういう業者はいないのですよね。五ヶ瀬川では、今回浸水があった延岡市の川水流や曾木辺りの近くの土砂は、砂利採取業者が入ってしっかり掘り上げていました。

あの頃はそういう浸水被害等は少なかったのではないかなと思うのですが、水害の多いところ、浸水の多いところの川については、そういう業者を入れて砂利を上げさせて、それを骨材に使う。骨材業者によると、砂なんかは海から上げる砂だけでは非常に足りないということですよ。また、そういう砂が浸水や港の関係もあってなかなか上げられないというようなことですが、その有効利用については、どのように今後

進めていくのか。

**○松山河川課長** 現在、北川とかのほうでは、掘削は県ですのですが、搬出のほうは骨材業者にしてもらっていますし、また、大淀川本川のほうのダム湖内でもそういう骨材業者もございます。

ですので、基本的に掘削土砂は公共事業の盛土材とかに有効利用するのですが、なかなかそれだけでは掘削土砂、土捨て場も足りない状況です。そういう骨材業者さんのほうにもいろいろ公告しています。また、今現在は一般にも公募しまして、民間のほうでも土砂が欲しいという方には土砂搬入するとか、あと市町村のほうにもお願いして、市町村の所有地に入れさせていただくとか、あらゆる取組をしながら土捨て場の確保に取り組んでいる状況でございます。

**○佐藤委員** もともとは山にあった土や石ですからね。それが全て堆積していくわけでしょうから、それを山に戻して谷間を埋めてしっかりした広い土地ができるというのは非常にいいことだと思うのです。掘削は県がやり、その土砂の有効利用ということでしたけれど、昔みたいに河川の採取業者というのに掘らせてそういう経費も抑えるということは、しっかり管理すればできると思っています。昔はそのようにやっていましたよね。また、そういう方向も今後検討していただきたいなと思います。

**○内田委員** 今、河川の掘削土砂の有効利用という話がありましたが、延岡における今年の台風14号では、皆様に現在も復興に向けて御努力いただいている、本当にありがたいなと思っています。

河道の掘削についての残土処分の処理場において、県土整備部のほうでは河川を早く浚渫、掘削してほしいというというようなことで発注

していただいています。例えば、環境森林部のほうで環境アセスメント、いわゆる環境影響評価とかの審査を受けて、残土処理する処分場とか土捨て場の許可を頂いてからでないかと捨てさせないというようなことで、工事を待たせるといようなことも多々あるように感じております。

そのような中で、受入先を公募されたり地元の方々に土捨て場を探していただいたりとか御苦労もある中だと思うのですが、現在、工事とその土捨て場が足りているのかどうか。早めに進めていただいているのは本当にありがたいと、北川のほうでもこれまで進めていただいているおかげで最小の浸水で済んだなど。ただ、まだ浸水が見られているということで、掘削するのが有効であるとは私に思っているのですが、土捨て場のほうが足りているかどうかという現状を教えてくださいたいと思います。

**○松山河川課長** 土捨て場のことなのですが、国土強靱化とか、かなり今予算がついてくる中で掘削量も増えております。そういう中で、いろいろ公共事業に公募しながらやっている状況ではあるのですが、これまでは何とか対応はできておりました。

ただ、やっぱり地域差もございまして、場所によっては土捨て場が足りない。今後もまだこれからかなりのボリュームを掘らないといけないという中で、やはり土捨て場が足りないという箇所も数多くあります。

です。そういう中では、いろいろ市町村のほうの情報や建設業協会の情報、公募しながらいろんな手段を使って、今後、土捨て場の情報を頂きながら確保していかないとはいけないという状況でございます。

**○内田委員** 佐藤委員の先ほどの御提案も本当

に有効だなということも思いますが、地域差もあって足りないところもあるということで、総力でみんなで取り組んでいかないといけないという課題だなということを感じております。

そのような中で、土捨て場の許可を頂くための審査も厳しい中で行われるのですが、県土整備部と環境森林部のほうの連携がきっちりと計画の中で図れているのかどうかをお聞かせください。

**○迫技術企画課長** 建設残土全体としてのお話になりますけれども、各事務所単位、まずどういった時期に何立米ほど残土が発生をするといった情報をまず共有しております。そして、どういうところで発生をするかということが分かれば、あとは受入先のほうで、この時期に何立米ほど欲しいんだというようなことを情報交換しながら、できるだけその建設残土を減らしていくという工夫をしております。

そういった中、技術企画課のほうで取りまとめをしながら情報共有をするということで対応をしているところでございます。

**○内田委員** ありがとうございます。

それと、以前、熱海のほうでも土石流が発生したというようなことで、全国でも3万ちょっとぐらいそういう盛土がそのまま放置されているところがあると伺っているのですが、宮崎県内にもそのまま盛土が放置されているところも調査した結果あるのでしょうか。現在においてそういう場所がある中での対策などが練られているのかをお聞かせください。

**○迫技術企画課長** 恐らく、本日の宮崎日日新聞の報道でもあったところだろうと思えますけれども、これは、令和3年11月に、全国的に盛土の総点検というものをしております。まず人家など保全対象の影響が大きいところ、盛土が

崩れて影響が多いところ、そういったところを緊急的に総点検しております。

その中で、本県のほうでは174か所を把握をしておりますけれども、本日報道があったような是正措置を要するようなどころというものは確認がされていないところでございます。

**○武田委員** 21ページをお願いします。

最初に、この右下の表のところ、真ん中が令和7年度末推計でいいかというのが一つと。

耐震診断の補助限度額の引上げで、ほぼ負担がなく診断が可能になったということですが、耐震補強の工事自体の補助のほうはどうなっているのか、お聞きしたいのですが。

**○松田建築住宅課長** 21ページの下の左の枠組みの中にあります木造建築物等地震対策加速化支援事業の中で、アドバイザーの派遣だったり診断の支援とかを行っておりますけれども、③、④で耐震改修の工事を支援しております。

限度額としましては、③の耐震改修工事の支援につきましては125万円を限度額としまして、国が5分の2、県が5分の1、市町村が5分の1と、あと所有者のほうで5分の1負担していただく形になっております。

④の安全住宅への住替え支援という事業について、解体をするものにつきましては、工事費の23%以内かつ34万5,000円以内、建設に伴うものにつきましては、同じく23%以内かつ38万円以内の補助を限度額として行っている状況でございます。

**○武田委員** この右側の表の令和2年度末、令和7年度末推計、令和7年度末目標になっていますが、これ、真ん中は令和7年度末推計でそのままでもいいということですか。

**○松田建築住宅課長** そのグラフの真ん中の令和7年度末推計につきましては、これは、住宅

・土地統計調査という国の統計調査がございますけれども、それを基に出している数値でございます。

ですので、この数値につきましては、建物の更新されるケースもございますし、除去されるケースもございます。そういったものの統計的な動きを見て、ここは推計として出されているものでございます。我々としましては、そこから90%の目標ということで取組を進めておりますけれども、今後ますますそういった事業を加速させる必要性がございますので、市町村と連携して、そういった補助メニューの拡充だったり、そういったところを工夫しながら頑張っていきたいと思っております。

○武田委員 分かりました。

耐震の診断はよく皆さんやられるのですが、そこから先の改修になかなか至らないということが今までずっと議論されています。今回、推計として5万9,000戸の予定を4万6,000戸まで下げるということで、すばらしい取組だと思っておりますが、そこにしっかりとした予算的なものはないと、なかなかそこから先へ進まないのではないかなという気がしております。

全体の90%目標というところと相当達成したようなイメージがあるのですが、7万4,000戸から4万6,000戸ということは38%ぐらいを減らしているという目標になるので、もう耐震が要らない住宅を全体数に入れるのではなくて、耐震が必要な住宅が幾らあって、それを何%減らしていきます、何%達成していきますという数値目標のほうが分かりやすいのかなというところがあります。そこらあたりは、そういう目標も組んでいらっしゃるのでしょうか。

○松田建築住宅課長 今後の取組で我々が目標とする数値につきましては、国、市町村、県と

同じような形で目標に向かって取り組んでいるわけですが、今、委員がおっしゃった取組の目標を置く考え方というか、ゴールまでのプロセスへの道筋というところの数字につきましては、今後、改めて検討していきたいと思っております。

ただ、この耐震化の状況というのは、5年ごとの住宅・土地統計調査を基にいろいろ取組の状況を把握するところがございますので、当然、現時点での各市町村の動きについては、直接市町村にお伺いして状況を聞き取りして、事業の加速化、それと取組の重点化というところをしっかりと伝えております。ですので、そこは少しでも90%——令和7年度の目標ではございますけれども——近づけるように努力してまいりたいと思っております。

○武田委員 ありがとうございます。

もう一つ、20ページの津波避難施設ですが、串間にも2つ造っていただいて、本当に地域の方には喜ばれているところです。地域で話をすると、串間の場合は高齢者が多い地域でして、実際、短時間でこの階段を上れるのかなというところを一番危惧しております。避難する盛土のところはほとんどスロープがついていて上がれるのですが、実際、足腰の悪い方であるとかもう歩けない方をこの避難タワーに上げるのは、大変なことではないかなと思っております。

計画の時点で、この急なところにスロープをつけるのも大変だと思うのですが、そのような考えがもともとなかったのか。ここ何年か避難訓練をされている中で、そこらあたりどう認識——直接避難訓練するところは県土整備部ではないですけど、そこらあたりの連携はどうなっているのか、お聞きいたします。

○黒木都市計画課長 津波避難施設につきましては、市町村がつくった避難計画に基づいて造

られたわけですが、実際、避難訓練をされる場合、地形とかそういうスロープがないとかいろんな要望が出てくると思います。そういう要望に対して検証をして、ほかの市町村では再検討されることもあります。そういう検証結果を受けて、もし都市計画事業でやられるということであれば、県土整備部のほうも一緒になって国のほうに要望を上げていきたいと考えております。

**○武田委員** 高齢化率がどんどん上がっていますので、最初からよく考えれば、階段だけでは厳しいなというのがあったと思うのですが、もちろん国の方針もありますので、そこらあたりはしっかりと検証していただきたい。せっかくの施設が役に立たなかったということになるともったいないですから、しっかりとそこは対応をお願いしたいと思っております。

あと、県土整備部だけではなくて総務部等としっかりと対応して、連携をお願いいたします。

**○安田委員** 4月に美郷町和田地区の、浸水対策の被災者の会の協議会に出席をさせていただきました。耳川のダム事業者に対して、途中から方向が責任の問題になってちょっと話が先に進まないところがありました。ダム事業者に書類を見せてもらいましたけれど、事前放流をしているという話は聞いております。

県のほうからこのダム事業者に対して、もう少し事前放流をできないのか。県のほうから、そういう働きかけをしてほしいという要望がありますので、どうでしょうか。

**○松山河川課長** ダムの事前放流について、まだ運用して二、三年ぐらいなのですが、確かに先ほどの和田地区だけではなくて、いろんなところから、もう少し九州電力とかの利水ダムについても協力できないかというお話も頂いてお

ります。実際そういう電気事業者のほうも、またそういうダムの事前放流の水位を下げようかという検討も現在していただいているところもございますので、そういった地元の声を聞きながら、今後また対策は考えていきたいと考えております。

**○安田委員** 上椎葉ダムのように、台風前に放流しているところだと、水位を見て、今度の台風はあんまり雨が降らないなという感触を持っている村民の方がいらっしゃるので、もう少し下げていただきたいと思います。

また、ダム事業者のほうで、私たちはもうやっていることはやっているんだというような姿を見せて、もっと地元の人たちと寄り添ってほしいなという感じはいたしました。

そこで、和田地区の今後の計画はどうなっているのか、分かれば教えてほしいなど。

**○松山河川課長** 和田地区については、昨年、台風14号で多くの家屋等の浸水被害が出ておまして、現在、専門のコンサルタントに委託しまして対策工法の検討を委託しております。

また、それと同時に、地元土木事務所のほうも説明会を何回も開催して——まだ、最終的な案とかいうのはこれから提示することになるかと思いますが——いろんな対策の案等も話をしております。

あと、その整備についても、国の補助事業等もありますので、そちらのほうにも要望もしながら、今後具体的な対策について事業化に向けて進めていきたいと考えております。

**○安田委員** いわゆる被災者の会の協議会でもいいのですが、被災者の会の会長と区長とかで話をしっかりしたほうがいいのではないかなと思っています。何か途中で話が曲がったりして、どこの方向に行っているのかなという気



持ちがあったので、ぜひそういう小さな協議会でも開いていただければなと思っていますところでもあります。

それと、椎葉の不土野地区の砂防ダムが埋まってしまっているのは御存じでしょうか。

そこで、山のほうが決壊して、その砂防ダムが全部埋まってしまっている状況にあります。そこに、住宅が1軒あって、もうこれは危ないような感じがしているのですけれども、県の対策は今後どのようにになっているのか。

**○戸田砂防課長** 現在、今、委員のおっしゃられたところの最新の情報を持ち合わせていませんので、現地のほうを確認して、対策が必要な場合にはそこをまた検討していきたいと思えます。

**○安田委員** 大変厳しいような状況になっており、土砂を全部すくい上げることはできないのではないかなと思っていますので、ぜひまた教えてください。

それと、国土強靱化の取組で、防災避難タワーが全て完成したということではありますが、門川町は、津波が来たら最大が12mということを知っています。12mといたら、門川町の世帯数の1割ぐらいしか残らないような状況であります。そこで、門川町で避難タワーの設置の取組をするプロジェクトチームを立ち上げたいですので、何かありましたら県のほうからもぜひお願いをしたいなと思っています。門川町にも避難タワーを1つ欲しいなと思っていますところでもあります。課をまたいで、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、お願いいたします。

**○山下委員** 毎年のことなのですが、やはり去年の台風14号のときに県道を塞いでしまい、ちょうど高崎町から高原町に抜ける幹線道路が開通

するまでに20日以上かかりました。

その大きな原因というのは、木が電線に引っかかったりして、そのときにどかが責任を持ってやるかという協議に物すごく時間がかかりました。そういうところがあるでしょう。九州電力と、これはどこの責任だとかで、その取っかかりがなかなかスムーズにいかない。これが、もうほとんどの災害現場であります。

それで、畜産をやっている人たちは、山の中において——平場ではなかなかできませんから——道路が崩壊しているときに、もう水が出ない、電気が来ないとなると餌も運べなくなる。もう致命傷になります。電気関係は、それぞれ非常時の発電機は持っているのですが、水とか餌は供給できないという、大変な問題をいつも災害現場で抱えています。

直接、県土整備部に関わることはないかもしれませんが、必ずそこには道路があるわけです。そこ辺での整理の仕方というのは、全く県土整備部としては入る余地というのはないのでしょうか。例えば、市町村とそういう業界との交渉事になっていくのか。

**○山下道路保全課長** 今回の議会の答弁にもございましたが、県が管理する道路につきまして、電線管理者と道路管理者では協定を結んでおり、災害時に起こった場合にどちらが行うかという話を事前に、年度初めのほうに協議等させていただいております。

市町村道につきましても、5月に行います防災会議等において、道路のどかが通行止めになった場合には迂回路がまずこういうところがあってというような話もさせていただきながら——一番は孤立集落を解消するというのもございますので、どちらを優先するかということの話合い等も行っているところでございます。

先ほどもお話を頂きましたが、その電線管理者等、要するに九州電力やN T Tとも連携を図りながら、土木事務所の管内における緊急輸送道路——どの路線を通わせないといけないかを見極めながら対応しているところではございません。

**○山下委員** その対策を早急に進めて、即結論を出していかないといけないと思います。

例えば、台風は、大体もう県南のほう、鹿児島と宮崎へ先に来ます。

私は、去年、台風14号が過ぎた後、山之口のサービスエリアで休憩をしていましたら、九電工の車が何十台と待機していたのです。電気の復旧というのは農村だけではなくて企業も待たなしですから、九州管内の九電工の車両は、やはり台風の進路に向かって復旧作業に行くのだと思いました。ということは、どこが対応していくべきなのか、その結論を即決で出さないか、九電工もずっと台風の方へ移動していかないといけない。

これは、もう災害復旧協定を結んでおられるだろうと思うのですが、非常にありがたいことです。であれば、やはり瞬時にいろんな解決ができるよう、災害復旧に向けた協議というのは、すぐにしていかないと。高崎町の問題も、どこがやるかでかなり混乱したみたいです。道路脇の大きな杉が道路に倒れてきているわけですから、そこら辺のことも早急な解決策を考えていかなければいけないかなと思っています。

**○原口県土整備部長** 委員がおっしゃることは、非常によく理解しております。

基本的に、N T Tと九州電力の一番の違いは、九州電力は電力が通っております。九州電力が、まず電気の関係をやっていただかないと、道路は手出しができないというのが安全のために一

番重要なことになります。もうこの電線は切っても大丈夫というような協議を九州電力とできれば、道路管理者としては、まず道路を開通させることを最優先しますので、そこは建設業協会が各地区にいることから対応はできます。

先ほど委員のおっしゃった九電工の車がいっぱい止まっていることについては、実際、九州電力のほうの人手が足りない状況にあります。どこそこで停電をしている、その復旧作業をしているということで、我々も九州電力の作業待ちというのが正直なところであります。九州電力が電線をもういじっていいという話になれば、道路のほうとしてはすぐ啓開に入ります。そこは、やはり委員がおっしゃったように、我々も九州電力に対してそういう体制をしっかりと組んでくれというのは、声を強くしていきたいと思っていますので、そういった意味で頑張っ

てまいります。  
**○山下委員** ケーブルは別として、N T T関係との調整、現場での話合いというのはいまいくのでしょうか。いつもそこで何かぶつかっているのですが。

**○山下道路保全課長** 電線管理者との協議ということで、協定を結ばさせていただいております。まず、県土整備部長が申したとおり、ライフラインである電気のほうを優先します。電線には電柱のところにどこの持ち物かというのが記してありまして、まずは九州電力の電気のほうを優先させていただいて、そこから問題ないということになったときに道路の啓開を行います。まずは九州電力と話をさせていただいて、一緒にN T Tにも御連絡はさせていただいております。先ほども申したとおり、N T Tとも同じような協定を結んでおりますので、復旧についてはまた連携を取ってやっていきたいと考え

ております。

**○山下委員** もう一つ大事なのは、風倒木が至るところで出て、そして交通が遮断します。誰が風倒木を切るかという、やはり森林組合への委託になります。しかし、森林組合も箇所が多過ぎると、まずは人家の近くに倒れた木を撤去しなければならない。安全の順位というのがあります。現状把握には森林組合等も必死になっていて、なかなか道路に行けないというのが現状です。

このことも、まずは風倒木からどかしていかないと道路の改良もできないわけですから、そのような問題もしっかりと捉まえていただいて、環境森林部との連携もしっかりと取ってください。

**○山口委員** 15ページの橋についてお伺いします。

取組を進めていただいているのは分かるのですが、これは平成22年度の調査をベースに数を算出されてデータにされていると思っています。当然10年たっていくごとに健全度が上がったり下がったりしているところもあるのだろうなと思っていて、長寿命化計画を拝見したら全体の7%ぐらいが健全度Ⅲでいろいろやらないといけないことになっている計画を見つけました。

全体として見ると令和7年度ぐらいまでにどれぐらい健全度Ⅲへの対応が終わるというようなイメージを持っておけばいいのでしょうか。

**○山下道路保全課長** 委員が御質問の橋梁につきましては、平成22年の点検時に対策が必要だというのが529橋、この資料のとおりでございます。

5年に1回の点検により、早期に処置が必要な橋梁につきましては約100橋程度、全体の5%となりますが、今年度も引き続き対応をさせていただくということで、今回の議会のほうにも

お願いしている案件でもあります。

**○山口委員** 確認ですけれど、平成22年点検時の橋梁に加えて早期に処置が必要な橋梁100橋程度が今対策しないといけなくて、それに対しても今予算をつけているので、かなりの部分は対応できるようになりますという理解をしておけばいいということでしょうか。

**○山下道路保全課長** 説明が曖昧で失礼しました。

529橋に対して、対策も行いながら点検も再度行っておりまして、4月時点で対策がやはり必要だというのが約5%残っているというところで、今年度もまたこれ以降も対応をしていきたいと考えております。

**○山口委員** 5年に1回点検していたら、当然新しく健全度がⅢになるところも出てくると思います。この資料だとあくまで平成22年に調査をされた529橋ベースでの話になっているので、全体で2,000橋ぐらいあることが計画上は書いてあったのですが、全体像で見たときに令和7年ぐらいにおける対応度合いというのはどういう形になるのかというのが分かれば、教えていただきたいと思ったところです。

**○山下道路保全課長** 点検もさせていただきながら、対策も行っております。残りの数が約100橋程度の5%ということで、それに対して今事業で工事を行っているというところでございます。

**○山口委員** ありがとうございます。

もう一点、11ページの予算関係のところを教えていただきたいのですが、6年間で約895億円を確保——この895億円という数字は大きいなという気はするのですが、客観的に見てとか他の自治体と比べてどうなのかとかが判断がつかないので、この数字というのは実際どう我々は見

ればいいのか。整備が遅れている宮崎県からすると、本当はもう少し取りたかったというところになってくるのか、他自治体と比べても十分取っていますとなっているのか、そのあたりを教えてください。

○**迫技術企画課長** まず、本県の全国に占めるシェアというのは、当初予算でいうと大体1%ぐらいになります。そういった中で補正予算の配分が大体1.5%程度頂いているという状況なので、手厚く配分をされているという状況でありますけれども、それでもまだまだ足りないといった状況でございます。

○**内田委員** 災害時の災害ボランティアについて伺います。ソフト面だけではなくてもハード面、例えば建設業者でもボランティアに行くというような方、重機を持ち込んできてくれる方が大災害のときにいらっしゃいます。去年の台風14号のときにも、慣れたボランティアの方々とかや建設業者の方々とかが西臼杵にもお手伝いに入られた際に、高速道路が無料で入れるところと入れないところがあると伺いました。最近、NEXCO西日本が災害ボランティアに対して高速道路を無料にしますというのを出されたと思うのですが、この宮崎県でもそれが適用されるかどうか。去年の台風14号のときには無料ではなかったのが無料になるようお願いをしたい。

○**栗山高速道対策局長** 委員がおっしゃるように、災害ボランティア車両につきましては、証明書を提出することによって無料の措置がなされるというのが基本的なルールでございます。

去年の台風14号のときの事例については承知しておりませんが、全国的なルールでございますので、基本的には宮崎県においても同様に適用されるものと思います。念のため県でも確認

をさせていただければと考えております。

○**内田委員** もし適用になるのであれば、社会福祉協議会のほうにもしっかり御説明頂いて、無料になる手続があるということを紹介していただくとありがたい。全国から来られる方々が、宮崎県は適用できないということで困っていた件がありますので、今後無料になると、復興に向けて早く宮崎県も進めていくことができると思います。そこ辺を周知していただくとありがたいなと思って質問させていただきました。お願いします。

○**坂本委員長** そろそろ予定時間が来ているのですが、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**坂本委員長** よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。

執行部の皆さんは御退席頂いて結構です。お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

---

午前11時30分再開

○**坂本委員長** それでは、委員会を再開いたします。

次に、協議事項（1）県内調査についてであります。

まず、7月25日、26日に実施予定の県北調査ですが、お手元に配付の資料を御覧ください。

前回の委員会におきまして、調査先について御一任頂きましたので、御覧のような日程案を作成いたしました。

7月25日ですが、まず日向市役所でB&G財団からの助成を活用した防災倉庫などについて、午後は、一般国道327号野地工区で令和4年度の

台風14号被害からの復旧状況について、門川町役場では防災に関する学校での取組などについて調査を行う予定にしております。

宿泊は、延岡市内を予定しております。

2日目、翌26日ですが、午前中は、延岡市役所で防災に関する近年の取組について、午後は、避難棟の建設など施設利用者に対する防災の取組を行っている社会福祉法人愛育福祉会について調査を行う予定にしております。

暫時休憩します。

午前11時33分休憩

---

午前11時37分再開

○坂本委員長 委員会を再開します。

この県北調査につきましては、調査先との調整も進めさせていただいておりますので、できればこの案で御了承頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、諸般の事情により変更が出てくる場合もあるかもしれませんが、それも含めまして、再度、正副委員長に御一任頂きますと幸いです。よろしく願いいたします。

続きまして、8月29日、30日に実施予定の県南地区の調査につきましては、現在調査先について検討を進めているところであり、次回の委員会の際にお示しさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

---

午前11時41分再開

○坂本委員長 委員会を再開します。

次に、協議事項（2）の次回委員会についてであります。

次回委員会につきましては、7月20日木曜日を予定しておりますが、委員会の内容について御意見を申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 特にないようですので、次回の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任を頂きたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきたいと思っております。

最後に、協議事項（3）のその他であります。

委員の皆様から何かございませんか。

暫時休憩します。

午前11時42分休憩

---

午前11時43分再開

○坂本委員長 委員会を再開します。

それでは、次回の委員会は、7月20日午前10時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会を閉会します。

午前11時43分閉会



署 名

防災減災・県土強靱化対策特別委員会委員長 坂 本 康 郎

